

令和6年第4回  
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年4月30日 開会  
令和6年4月30日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第4回定例総会

[令和6年4月30日]

- 
- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第4号 非農地証明願について  
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第9 議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第11 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第4号 非農地証明願について  
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第9 議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第11 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

出席委員

2番	高野尚夫君	11番	鶴田英樹君
3番	青木勝照君	12番	長谷川隆君
4番	石川馨君	13番	山口忠栄君
5番	伊藤孝洋君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槇正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

---

欠席委員

1番 塙博光君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主査	廣瀬美和子君

---

午後1時32分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和6年第4回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名。よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

---

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、15番込山祐一委員並びに16番大槇正義委員を指名いたします。

---

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

---

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の32、33について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号32及び33については関連している申請なので、一括御報告させていただきたいと思います。

4月22日、指名調査委員全員、推進委員、譲受人、譲渡人及び申請代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請所在地及び譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。

所有権につきましては、無償の交換の移転で、交換面積は、お互いに37平米。

申請理由は、地形を成形し、生産性、作業性の向上を図るためということと、相手の要望に応じるということです。

現地場所は、笠間市稲田の地域交流センターいなだの北側の水田地帯です。

申請地は水田で稲作を栽培しています。

以上が現地確認の内容です。

なお、申請書類も完備されており、許可相当と判断します。御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の34から37について、議席番号4番、11番より調査報告願います。

○4番（石川 馨君） 番号34番につきまして、報告をいたします。

4月22日に調査委員2名と譲受人、立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、清浦歯科前交差点より南へ600メートルの辺りです。

申請理由につきましては、耕作ができないので譲りたいというような話があり、規模拡大をするため申請に至ったということであります。

従事者は、申請人と長男の2名であり、トラクターを購入済みであるとのことでありました。取得後は、ネギ、ナス、キュウリなど自家用の野菜を作り、荒らさずにやっていきたいというような話をしておりました。話を聞いておきますと、かなり、やる気ありまし

たので、許可相当であるかなと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上。

○11番（鶴田英樹君） 番号35から37番について、報告いたします。

まず、議案番号35番について、調査の結果を報告します。

4月22日に指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。譲受人に対しては対面にて、代理人については電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請場所は、県道30号線、随分附十字路信号の南東側の水田になります。

譲受人申請理由は、規模拡大を図るため。譲渡人申請理由は、農地中間管理事業の特例事業の用に供するため。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案番号36番、37番について、関連がありますので一括にて報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人、申請者には電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請場所は、36番が常磐道下り友部スマートインター出口を常磐道の側道沿いに200メートルほど南に行った辺りです。37番は、36番から常磐道を越えて北西に300メートルほど行った辺りです。この案件は、自作地に隣接する土地の交換になります。面積も、ほぼ同等であります。

また、申請書類等も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の38について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号38について、調査の結果を報告いたします。

4月22日に指名調査委員2名と推進委員、申請受人、渡人立会いで現地を調査してまいりました。

申請地、申請人、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道友部内原線の泉川歯科前信号を北へ180メートル、十字路を左折し200メートル進み、左折し40メートルほど入った右側です。

譲受人は、親戚が所有し耕作していたが耕作できなくなり、譲受人がこれまで管理していました。渡人の希望により、申請地を譲り受けたいとしております。

譲渡人は老齢のため、自分で耕作できないため譲渡したいとしております。

権利関係は、親族間の贈与です。

畑については、現在、家庭菜園として耕作しており、耕運機等も所有しており、何ら問題ないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の39、40について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号39について、調査結果を報告します。

4月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、岩間駅から東に200メートルのところですか。

譲受人の申請理由は、申請地を取得し、栗栽培を行いたいということです。

譲渡人の申請理由は、高齢のため耕作するのが困難だということです。

農機具について、トラクター、軽自動車を保有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、40番について調査結果を報告します。

4月24日、指名調査委員2名、代理人立会人の上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりになります。

申請地は、国道355号線、さんてすから西に200メートル、北に400メートルのところですか。

譲受人の申請理由は、本件の申請地の両端の水田を耕作しており、営農効率を上げるためということです。

譲渡人の申請理由は、農家でなく農業の経験もないため、耕作するのが難しいということです。

農機具について、トラクター、軽自動車、その他、保有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の41について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号41番について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員及び推進委員と譲受人及び譲渡人立会人の上、現地調査を行いました。

申請地は、常磐線福島踏切から福島地区に向かい250メートルぐらい行ったところの丁字路を右に曲がり、100メートルぐらい行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のための農地取得です。

譲渡人は、耕作が困難なため相手の要望に応じるとのことです。

農業従事者は1人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に利用し耕作する技術を持っています。

申請地の作物は、青刈りトウモロコシです。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。

権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦勞さまでした。

番号の42について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号42について、調査結果を報告いたします。

4月22日8時より、指名調査委員2名と推進委員2名と代理人と譲受人立会人の上、現地調査を行いました。

申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道30号線、土師丁字路を水戸方面へ500メートル行ったところを右折し、さらに50メートル先を右折し、50メートル進んだ右側です。

譲受人の事由は、農業経営の安定を図るために規模拡大です。

譲渡人の事由は、耕作が困難なため譲ることにしました。

取得後は野菜を作るそうです。

農機具も一式そろっていますので、このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦勞さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の34から42につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号、番号40について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後1時47分休憩

---

午後1時47分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号、番号40について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号の番号40は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後1時47分休憩

---

午後1時48分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く10件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く10件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く10件について、原案どおり決定されました。

---

#### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月24日、調査委員2名により現地を調査してきました。

申請者については、電話にて確認しました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線バイパスと国道355号線の分岐信号より北に100メートルの丁字路を左折し、採石場方面の道路を約1キロメートル行ったところの左側の斜面の土地です。

申請人の変更事由につきましては、当初事業者が許可後に資金の見通しが立たなくなり、太陽光発電施設の計画続行が不可能となりました。他の3案件と合同で成り立つ案件のため、承継者が事業を承継し、本案件を進めることになったというものです。

現地は整地され、雨水の貯留槽と周辺フェンスの設置が整備された状況です。

本件につきましては、令和5年7月25日付で許可を受けており、隣接状況等についても何ら問題が発生するものではないと見てまいりました。

関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の24について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号24番につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る23日9時30分より、指名調査委員全員と申請人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

なお、受人、渡人については親子の関係であり、電話で確認をいたしました。両方とも仕事の関係上、立会いができませんということでございました。

申請地、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

現地は、笠間の佐白山の北側、坂尾地区の一区画であります。

渡人の理由としては、高齢になり、耕作を縮小しようかなと考えていたところ、息子さ

んがアパート住まいをやめて、自宅の隣に新築をしたいということでもあります。

近辺は、東側が山林、南が田、西が田、北側が田であります。取水は、市の水道より距離があるために、井戸を掘り、地下水を使用するということでもあります。排水については合併浄化槽を埋設するということでもあります。その他、雨水は敷地内自然浸透。その他、隣接への影響等は問題ありません。

なお、計画地の一部が庭として以前より使用されておりましたので、それに対して始末書が提出されております。

その他、関係書類もそろっており、何ら問題ないと思います。

なお、権利関係については使用貸借となります。

以上、許可相当と判断いたしましたので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の25について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号25番について、報告します。

4月22日に調査委員2名と申請代理人立会いの下、現地確認をしてきました。

申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線、本戸神社の南西に500メートルぐらい行った道路沿いのところでした。

申請理由は、自動車整備工場を経営しており、車のストックヤードとして使用したい。現在のストックヤードは工場から離れていて盗難被害に遭っており、自宅兼事業所の隣接する土地で最適地であると判断したとのことでした。

渡人は高齢で、今後、耕作することもできなくなることを考慮して、相手の要望に応じたとのことでした。

このようなことから、3年間の一時転用の申請です。周辺への影響も特になく、問題ないと判断します。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の26について、議席番号11番、17番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 議案番号26番について、調査の結果を報告いたします。

4月22日に指名調査委員2名、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人については電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、常磐線大古山踏切を西に150メートルほど行った辺りです。

譲受人申請理由は、現在、妻の実家にて妻の両親と生活しているが、手狭であり、家族の将来を考え自己住宅を建築したいとのことでした。

譲渡人は要望に応えるとのことでした。

隣接地の状況は、東側、宅地、西側、北側、畑、南側、道路です。また、日照、通風に

関しては問題ないと見てまいりました。

取水に関しては市上水道、汚水、雑排水は合併浄化槽にて敷地内浸透処理、雨水に関しては敷地内浸透処理です。

また、関係書類に関しても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の27について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号27につきまして、調査の結果を御報告いたします。

4月22日に指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、柿橋公民館の交差点を東へ220メートルほど進んだ左手となります。

譲受人の事由は、事業拡大とともに必要資材の量が増加し、当該地は事務所及び資材置場と至近距離にあることから、管理上、都合がよいためとしております。

譲渡人の事由は、細長い形状で、周囲を宅地と水路に囲まれ耕作に不向きであることと、譲受人の事由に賛同したためとしております。

権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側は宅地、西側は水路、北側は空き地、南側は畑となっておりますが、特に問題はないものと見てまいりました。

取水計画はなく、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。

なお、本件の申請地につきましては、当初、植木畑として利用する目的で所有者から借りていたものですが、事業の拡大とともに空いている場所に造園資材を置くようになり、現在に至ったとして始末書が添付されていることを付け加えさせていただきます。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の28、29について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号28につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月24日、調査委員2名により現地を調査してきました。

申請者については、電話にて確認しました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

本件は、先ほど報告した許可後の事業計画の変更に係る案件です。

申請地は、国道355号線バイパスと国道355号線の分岐信号により、北へ100メートルの丁字路を左折し、採石場方面の道路を約1キロメートル行ったところの左側の斜面の土地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電事業を拡大したく案件を探していたところ、権利を譲

ってもらったことになったためというものです。

譲渡人の申請事由は、高齢のため畑の管理ができずに困っていたところ、申請地を購入していただけるという話があり、売却することを決意したというものです。

雨水排水は、申請地の土地に共同使用の貯蓄槽を設け、雨水が敷地外に出ないようにする計画です。

東側は雑種地、西側は畑、南側は道路、北側は畑で、周辺への影響はないものと見てまいりました。

資金計画は自己資金によるものです。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号29について説明いたします。

4月24日、調査委員2名と譲渡人、譲受人、双方の代理人立会いの上、現地を調査してきました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、JR岩間駅の東ロータリーを東に200メートル進んだところですが。

譲受人の申請事由は、夫婦でアパート生活をしており、今後の生活の安定を考え住宅建築を計画し、用地を探していたところ、申請地が見つかりました。駅から通勤通学に便利で、第一種住居地域内で上下水道設備も整備されていることから選定したというものです。

譲渡人の申請事由は、譲受人の事由に賛同し、譲渡することにしたというものです。

取水は公共上水道を使用。排水は、雨水は敷地内浸透処理、汚水、雑排水は公共下水道に放流する計画です。

東側は畑、西側は市道、南側は畑、北側は宅地で、周辺への影響はないものと見てまいりました。

資金計画は借入金によるものです。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の30について、議席番号3番、13番委員より調査報告願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号30番について、調査結果を報告いたします。

4月27日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、旧八幡碎石進入路を採石場に向かい、700メートルぐらい行った五差路の交差点を直進して、100メートルぐらい行った右側の土地です。

なお、この土地は、1月の総会において農振除外の意見を求められた土地です。

譲受人の申請理由は、賃借していた資材置場1,000平方メートルが返還要望により移転が

必要になったためです。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水及び雑排水は使用しません。雨水は敷地内自然浸透です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

計画面積は、形状、配置などから判断し、必要最小限の面積と考えます。

なお、隣接地との境界は、コンクリートで土留めをすることです。

権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の31について、議席番号14番、15番委員より調査報告願います。

○14番（小沼 祐君） 申請番号31について、調査結果報告いたします。

4月22日8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間工業団地入口を100メートル行ったところを左折し、300メートルの左側です。

譲受人の事由は、所有しているリース建設機械の置場が不足しており、隣接地を求めて敷地を拡大するためです。

譲渡人の事由は、耕作地が狭いため、耕作が困難なため譲渡することです。

隣接状況は、東側、宅地、西側、宅地、南側、畑、北側、道路。

取水排水はなしです。雨水は敷地内浸透です。

隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の25、26及び30につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の29につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与

の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第3号、番号26について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時07分休憩

---

午後2時08分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号、番号26について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号の番号26は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時08分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について、原案どおり決定されました。

---

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたしま

す。

番号の2について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号2番につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日午後5時より、指名調査委員2名により現地調査を行いました。

申請人、申請場所は議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線の上市原信号を笠間のほうに旧道に入ってから、さらに北へ200メートルぐらい農道を行ったところの畑と山の一带の地帯でした。

昭和40年に国土一斉調査をしたときに、登記地目と現況地目を一致するよう国が調査したのですが、上記1筆が欠落してしまったということで、笠間市税務課のほうでは、20年以上にわたって山林で課税をしています。現況は、杉と桧が植わっていて山林となっており、畑ではなかったのが現況を報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから13ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が4件となります。合計19筆、4万373.76平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10から13ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号、番号44について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時13分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号、番号44について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号の番号44は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

---

午後2時15分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く5件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く5件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を

除く 5 件について、原案どおり決定されました。

---

**議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地  
利用集積等促進計画案の意見聴取について**

○議長（永田良夫君） 日程第 8、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、14 ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が 1 件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が 1 件となります。合計 2 筆、2,519 平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書 14 ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、15から26ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が26件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が5件、賃貸借権の設定が21件となります。合計50筆、9万2,647平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15から26ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が4件ありますので、当該案件を分離して、先に審議いたします。

まず、議案第6号（一括契約）番号14、15について審議いたします。

審議が終了するまでの間、9番國谷博隆委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時20分休憩

---

午後2時20分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号（一括契約）番号14、15について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）番号14、15は原案どおり決定されました。

それでは、9番國谷博隆委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

---

午後2時21分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第6号（一括契約）番号21、25について審議いたします。  
審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。  
暫時休憩といたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時22分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号（一括契約）番号21、25について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）の番号21、25は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時23分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の4件を除く22件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の4件を除く22件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号（一括契約）の4件を除く22件について、原案どおり決定されました。

---

議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、御説明申し上げます。

農業委員会は行政委員会の一つであり、農業委員の皆様は、非常勤特別職の公務員という身分であることから、法令遵守による公平、公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえまして、笠間市農業委員会におきましても、職務遂行に当たって法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行ってはいかがかという案件でございます。

議案書27ページを御覧ください。読み上げします。

笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため研修等を実施すること。

令和、年月日、本日の日付となります。

笠間市農業委員会会長、永田良夫。

以上が決議の内容となります。

委員の皆様におかれましては、決議内容に御賛同いただき、この決議に沿って今後の農業委員会活動を実施していくことにつきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

---

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、28から36ページになります。

番号41、42は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

29ページになります。

番号43は、耕作者が見つからないため、合意を解約するものです。

番号44は、道路用地として買収のため、合意を解約するものです。このものについては、33ページまで同一案件となります。

34ページになります。

番号45は、売買のため合意を解約するものです。

番号46は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

35ページになります。

番号47は、耕作者が自作するため、合意を解約するものです。

番号48は、売買のため合意を解約するものです。

36ページになります。

番号49は、売買のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

---

#### 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による

農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、37ページになります。

番号1の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請理由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。

この件につきましては、先程、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてで、御審議いただいております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

---

#### 閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第4回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時31分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

15番 委 員

16番 委 員